第24期宝塚市農業委員会令和4年第6回議事録

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和4年6月17日 (2022年)

宝塚市農業委員会

第24期 宝塚市農業委員会 令和4年第6回議事録

- 1. 日 時 令和4年(2022年)6月17日(金)14時00分~15時40分
- 3. 農業委員定数 13人
- 4. 出席委員

 1番 平塚 三郎
 8番 中西 惠子

 2番 今里 淺一
 9番 平井 公雄

 3番 阪上 勝弥
 11番 上田 健

 4番 山添 令子
 12番 嶽 広行

 5番 中西 瞳
 13番 篠木 秀夫

7番 塚本 俊昭

5. 欠席委員

6番 阪上 秀一 10番 林 五郎

- 6. 農地利用最適化推進委員定数 5人
- 7. 出席農地利用最適化推進委員 1 番阪上委員、2 番辻井委員、3 番東委員、4 番福井委員、5 番和田委員
- 8. 欠席農地利用最適化推進委員なし
- 9. 事務局

事務局長 溝渕良樹、係長 木元富夫 事務職員 鈴木恒、岡田優花里

- 10.議題
- 1 議案第60号 非農地証明願の件
- 2 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画決定の件
- 3 議案第62号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件
- 4 議案第63号 農業委員会の適正な事務実施決定の件
- 1 報告第81号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件
- 2 報告第82号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件
- 3 報告第83号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件
- 4 報告第84号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証 明の件

令和4年 第6回宝塚市農業委員会 総会

日時:令和4年6月17日

開会 午後2時00分

○事務局 総会の開会に先立ちまして事務局から報告いたします。本日、林会長の御都合がつかず欠席のため、本日の総会は、中西会長職務代理に議長をお願いします。 それでは、中西議長、よろしくお願いいたします。

○中西会長職務代理 第24期宝塚市農業委員会令和4年第6回総会を開催します。 本日の欠席者は、10番林会長と6番阪上秀一委員ですが、第6回総会は成立して おります。

本日の議事録署名人は、11番の上田委員、13番の篠木委員にお願いします。事 務局長から諸般の報告をお願いします。

- ○事務局長 (諸般の報告)
- 〇中西会長職務代理 報告は終わりました。何か御意見、質問等ありますか。無いようなので、議案審議に移ります。

議案第60号 非農地証明願の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。 ○事務局 議案第60号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありま したので、御審議願います。

1件目、願出人、(住所)、(氏名) さん。(住所)、(氏名) さん。申請地、御殿山(地番)。地目は、田と畑。2筆計296㎡。所有者は(氏名) さん、(氏名) さん。農地でなくなった時期と現況は、平成7年より住宅敷地として利用。証明を必要とする理由は、地目変更登記のため。家屋の全部事項証明書が添付。

2件目、願出人、(住所)、(氏名) さん。申請地、大原野 (地番)、地目は田。地籍は、65㎡。所有者、(住所)、(氏名) さん。農地でなくなった時期と現況は、昭和の時期で不詳新築。証明を必要とする理由は、地目変更登記のため。家屋の全部事項証明書が添付。昭和年月日不詳新築で、平成5年の空中写真による図面添付。

3件目、願出人及び所有者は、(住所)、(氏名)さん。申請地、長谷(地番)。地目は畑、地籍277㎡。農地でなくなった時期は、平成13年より休憩所として利用。証明を必要とする理由は、地目変更登記のため。その他、土地の全部事項証明書、平成13年の空中写真添付。

- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目、篠木委員。
- ○篠木委員 特に問題はありませんでした。
- ○中西会長職務代理 2件目、上田委員。
- ○上田委員 特に問題はございません。
- ○中西会長職務代理 3件目、嶽委員。
- ○嶽委員はい。問題ございません。
- 〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。特にないようでしたら、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(举手)

- ○中西会長職務代理 全員が賛成ですので、証明することとします。続いて、議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- ○事務局 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用 地利用集積計画決定の件。宝塚市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定により、農用地利用集積計画について意見を求められましたので、御審議願いま す。

所在地、長谷 (地番)。地目は田、面積859㎡。所有者 (氏名) さん。借主、 (氏名) さん。始期は公告日から令和14年6月30日まで中間管理機構を通じて10年間の貸借となり、年間17,180円です。

- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。嶽委員。
- ○嶽委員 はい。特に問題ないと思います。
- 〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、採決いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(举手)

○中西会長職務代理 全員が賛成ですので、決定することといたします。

議案第62号 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 議案第62号 都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件。宝塚市長から、都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

今回の申請は、宝塚市農政課で農業委員会の決定を経て都市農地の賃借権等の設定に係る事業計画の認定をすることとされております。このため、市長から事業計画を認定するため、農業委員会の決定をいただきたい旨の依頼がありましたので、今回議案として挙がっております。

申請者、(住所)、(氏名) さん。該当地、安倉北 (地番)。面積が1,114㎡、地目は畑。所有者 (氏名) さん、5年間の使用貸借による権利設定、更新です。今回の申請は、基準に適合しており、問題ないと考えます。

- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。塚本委員。
- ○塚本委員 はい。特に問題はございません。
- 〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。特にないようですので、採決いたします。

都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決 定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手を願います。

(举手)

○中西会長職務代理 全員が賛成ですので、決定することといたします。では、議案 第63号 農業委員会の適正な事務実施決定の件を議題とします。事務局から説明を お願いします。 ○事務局 議案第63号 農業委員会の適正な事務実施決定の件について、今回の令和3年度の活動の点検・評価、令和4年度の最適化活動の目標設定等について、令和3年度の活動の点検・評価は、旧様式という言い方をさせていただきます。令和4年度からの目標設定様式は新しい様式になっております。

まずは、令和3年度の点検と評価について、説明いたします。農林業センサス耕地及び作付面積の統計、農業委員会のデータを基に作成しております。令和4年度現在の集積面積は、昨年度末は31.91ha、今回は、集積が進み、37.1394haです。集積率は昨年度末8.74%から、10.28%に増加しましたが、条件の悪い農地は荒廃化が進むことで、ますます借り手がつかなくなっている状況です。昨年度の集積目標が33haということであったため、今回の目標達成は評価できると思います。8月から9月にかけて実施した農地パトロールでは、地域農会、農業委員、推進員の協力により、農地の集積・集約が少しずつでも進んでいると思っています。

新たに農業経営を営もうとする者の参入促進は、昨年度よりも増加しました。新規 参入の取得面積は、1.3206haで、目標達成しております。新規就農者相談が あれば、農政課担当、地区農業委員、推進委員と連携できたため、新規参入が増加し たと思っています。

昨年度の遊休農地は約5 h a ありました。新規発生が22,049.1 m²、解消面積は15,489 m²、転用は406 m²。現在の遊休農地の面積は約5.6 h a で、増加傾向です。違反転用につきましては、特に該当はありませんでした。農地の所有権移転、賃借権等の農地法3条の許可につきましては、13件あり、全て許可されました。転用許可は、県への進達は4件ありました。農地適格法人は1法人が該当し、要件もクリアしています。議事録の公表、事務の実施状況の公表等は、ホームページに公表しております。以上が、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価です。

続きまして、令和4年度最適化活動の目標設定について説明します。集積率は、現在は10.3%ですが、新規就農者、担い手への集積集約をすすめ、長期目標として令和8年度末には15%としています。遊休農地は、緑区分、黄色区分、再生利用困難な農地に区分されており、緑区分は人力農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより、直ちに耕作がすることが可能となる農地。黄色区分は、草刈り等で直ちに耕作することはできないが、基盤整備事業の実施など、農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地となっています。宝塚市では、農地パトロールで指摘のあった農地は、緑区分と判断していましたが、今後は緑区分・黄色区分を正確に区分分けしていきます。

宝塚市の耕作利用が困難な農地(山林化されている農地等)8.3 h a 以外は全て緑区分と算入し、約5.6 h a の遊休農地のうち1 h a の解消を目標としています。また、新規発生の約2.2 h a のうち、0.5 h a を解消目標とします。新規参入者への貸付け等について、農地面積は0.4 h a を目標とします。最適化活動は月8日を目標としますので、毎月の報告をお願いします。

活動強化月間は農地パトロールのある8月から3か月とし、遊休農地や担い手がいない農地について、新たな担い手を探す活動の強化月間にしたいと思います。

新規参入説明会は、6月19日開催予定で、会長代理が御出席予定です。

○中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。辻井委員。

- ○辻井委員 農政課に経営所得等の書類を提出すれば、農業委員会で諮って集積できていると思っていたが、そうではない農地があった。きちんと手順を理解していない方も多いのではないか。
- ○事務局 農業委員会と農政課で一応連携はしていますが、農業委員会への届出は様式も決まっているので、そこまでの対応は難しいかと考えます。
- ○辻井委員 担い手へ集積するためにも、きちんと届け出る必要があるということを 周知してほしい。
- ○中西会長職務代理 事務局は、利用権設定をする場合は農業委員会への届出が必要だと農会に周知するようお願いします。
- ○事務局 かしこまりました。
- ○中西会長職務代理 山添委員、質問をどうぞ。
- 〇山添委員 新規参入者が増加した理由は、農業委員会や推進委員の連携がうまくいったということですが、これまでの取組とは何か別の方法による効果かを伺いたい。
- ○事務局 地区や農地利用最適化推進委員からの相談や要望をあげていただくことで、 新規就農者とマッチングすることができ、就農に結びついていると思われます。
- ○山添委員 新しいアクションによって良い結果に結びついているなら、継続していければよいと思います。
- ○事務局 ありがとうございます。
- ○中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、採決いたします。農業委員会の適正な事務実施決定の件について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○中西会長職務代理 全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移ります。報告第81号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第81号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。

1件目、届出者、(住所)、(氏名) さん。届出地、清荒神(地番)。全て田。2 筆計で179㎡。耕作者、徳好雅夫さん。転用目的、宅地。造成期間は、令和4年8 月1日から90日間。建設期間は、令和4年8月1日から90日間。宅地造成で2区 画。施設面積は未定。その他、水利組合同意書が添付されていました。

2件目、届出者、(住所)、(氏名) さん。届出地、清荒神 (地番)。全て田、4 筆計427.14㎡。耕作者、(氏名) さん。転用目的、宅地及びごみ置場。造成期間及び建設期間は、令和4年8月1日から90日間。3区画の宅地造成です。その他、水利組合同意書の添付がありました。

3件目、届出者、(住所)、(氏名) さん。届出地、平井(地番)。地目は、田。地籍は、806㎡。耕作者なし。転用目的は、資材置場。造成期間は、令和4年6月13日から7日間。建設施設はありませんが、将来は隣地所有者に売却をし、隣地の駐車場と一体利用する予定。その他、水利組合同意書が添付されていました。

- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目、篠木委員。
- ○篠木委員 特に問題はございませんでした。

- ○中西会長職務代理 1件目、阪上勝弥委員。
- ○阪上勝弥委員 特に問題はありません。
- 〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第82号 農地法第5条第1項7号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明を お願いします。
- ○事務局 報告第82号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて、報告します。
- 1件目、(住所)、(氏名) さん。譲渡人、(住所)、(氏名) さん。届出地、南 ひばりが丘(地番)。地目は、田と畑。地籍は313㎡(2筆計)、耕作者は(氏名) さん。転用目的は、露天駐車場。車と重機。造成期間及び建設期間は令和4年6月3 0日から30日間。権利の種類は所有権です。その他、水利組合同意書が添付されていました。関西電力送電線株式会社より、地役権に対して農地転用にかかる同意書が添付されておりました。隣地転用受理した土地について受理書を出す前に、段差で危険なため、土砂の投入のお願いの文書がありました。
- 2件目、届出者、 (住所) 、 (氏名) 。譲渡人、 (住所) 、 (氏名) さん。届出地、口谷西 (地番) 、地目、畑。地籍は209㎡。耕作者は、 (氏名) さん。転用目的は、住宅用地2区画。造成期間は、令和4年7月上旬から15日間。建設期間は令和4年8月上旬から120日間。施設の概要は、木造2階建、面積は未定。権利の種類は、所有権。その他、水利組合同意書が添付されていました。
- 3件目、届出者、(住所)、(氏名)。譲渡人、(住所)、(氏名)さん。届出地、山本中(地番)。地目は田、地籍355㎡。耕作者はなし。転用目的は、住宅用地2区画。造成期間は、令和4年7月上旬から30日間。建設期間は、令和4年8月上旬から120日間。施設の概要は、木造2階建。面積は未定です。権利の種類は、所有権。その他、水利組合同意書が添付されていました。
- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。1件目、阪上勝弥委員。 ○阪上勝弥委員 問題ありません。
- 〇中西会長職務代理 2件目、阪上秀一委員が欠席のため、事務局から報告してください。
- ○事務局 はい。問題ないと聞いております。
- ○中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第83号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件を報告いたします。事務局から 説明をお願いします。
- ○事務局 報告第83号 農地法施行規則第29条第1項の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法施行規則第29条第1項の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。
- 申請人、(住所)、(氏名) さん。申請地、安倉中(地番)、(地番)。地目は田。地籍10㎡と787㎡。耕作者は、(氏名) さん。転用目的は、農業用機械の進入路及びスロープの設置。工事期間は未定。昭和62年区画整備のときにスロープ(16. 125㎡)を設置したが、スロープが急であるため、幅、奥行きを延長して、緩やかにする工事をしたいということでした。昭和62年に設置したことに対する始末書と一緒に届出がありました。

- ○中西会長職務代理 地区担当の農業委員の意見を伺います。塚本委員。
- ○塚本委員 何も問題はないと思います。
- 〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、報告第84号 について、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を 報告いたします。

事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告第84号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている 旨の証明の件。別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受 ける農地等にかかる農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。

1件目、申請人、 (住所)、 (氏名) さん。農業経営期間は、令和元年5月15日から令和4年5月2日。耕作面積は8筆計5,611㎡。証明年月日は令和4年5月2日。8筆は、水稲、畑、保全管理といった形で利用されています。

2件目、申請人、(住所)、(氏名) さん。農業経営期間は、令和元年5月18日から令和4年5月23日まで、7筆計2,304.11㎡。証明年月日は令和4年5月23日で、7筆は、畑と水稲という形で利用されています。

3件目、(住所)、(氏名) さん。農業経営期間は、令和元年6月21日から令和4年5月26日。面積は1,725㎡です。証明年月日は令和4年5月26日。栗栽培に利用されています。

〇中西会長職務代理 何か意見、質問等ありますか。無いようなので、以上で本日の 議案4件、報告4件についての審議等は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第6回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

8番(会長職務代理) 中西 惠子

11番 上田 健

13番 篠木 秀夫